

本部農業振興地域整備計画全体見直しに係る説明資料

平成30年11月～1月 本部町産業振興課

■はじめに

本町は、昭和50年度に「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、農業振興地域の指定を受け、これまで4回の農業振興地域整備計画を策定してきました。

今回は、5回目の全体見直しであり、平成32年3月の計画策定を目標としています。

※農業振興地域(農振地域)

「農業振興地域」とは、農業の健全な発展と国土資源の合理的利用の見地から、自然的・経済的・社会的諸条件を考慮して、総合的に農業の振興を図るべき地域をいい、県が指定します。

※農用地区域(農振農用地)

「農用地区域」とは、農業振興地域内において、今後おおむね10年以上にわたり農用地等(農地・採草放牧地・土地改良施設用地・農業用施設用地等)として利用すべき土地として、町が定めます。

※農用地区域(農振農用地)として定める土地(法第10条第3項)

- ① 集団的に存在する農用地(10ヘクタール以上)
- ② 土地改良事業等の施行に係る区域内の土地
- ③ ①、②に掲げる土地の保全又は利用上必要な施設の用に供される土地
- ④ 農業用施設用地
- ⑤ 地域の特性に即した農業の振興を図るため確保することが必要である土地。
(産地形成上必要な土地、優良農地、農業生産基盤整備事業の実施予定地、農地の保全に必要な土地等)

※農業振興地域整備計画全体見直しについて

「農用地区域」は農業以外の土地利用が規制される、いわゆる私有財産権が制限される区域であることから、不当に私有財産権が制限されないよう情勢の変化などに適切に対応することが要請されております。その為、おおむね5年ごとに当該市町村は基礎調査を行い、必要に応じて整備計画の変更を行うべきものとされています。

■本部農業振興地域整備計画における用途区分面積の概要

単位: ha、%

用途区分	農業振興地域(農振地域)					計	農振白地	計	農業振興地域外	本部町全体面積
	農地	採草放牧地	施設用地	その他	計					
◆平成29年12月末	600.5	0	31.0	499.2	1,130.7	3,286.1	4,416.8	1,018.2	5,435	
現況 全体構成比	11.0	0	0.6	9.2	20.8	60.5	81.3	18.7	100	
農振構成比	13.6	0	0.7	11.3	25.6	74.4	100.0	—	—	

■本部町土地改良等基盤整備状況

(単位: ha)

事業名(地区名)	受益面積	事業期間	備考
1 土地改良総合整備事業(具志堅地区)	12.1	S51～S54	総事業費 85,300千円
2 土地改良総合整備事業(塩川地区)	12.4	S56～S62	総事業費 252,231千円
3 土地改良総合整備事業(大浜地区)	12.7	S55～S62	総事業費 312,044千円
4 土地改良総合整備事業(備瀬北地区)	18.7	S57～H2	総事業費 335,289千円
5 土地改良総合整備事業(備瀬南地区)	34.6	S59～H5	総事業費 593,000千円
6 農村総合整備事業(本部地区)	16.2	H9～H18	総事業費 1,641,036千円
7 中山間地域総合整備事業(本部東地区)	7.5	H12～H16	総事業費 733,067千円

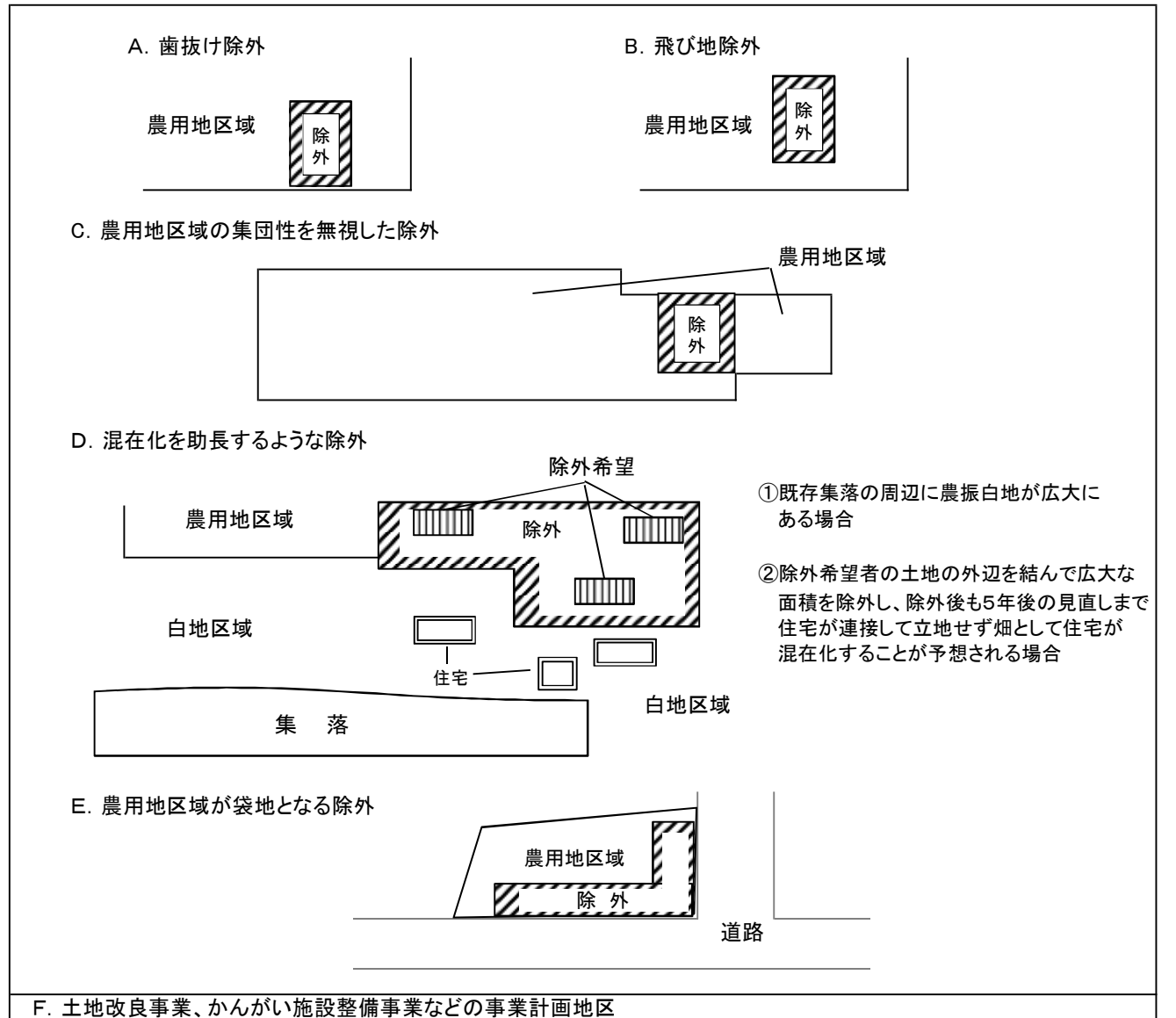
■農用地区域の除外にあたって

今回の全体見直しは地権者や地域社会の土地需要の変動等に伴って、農用地区域の除外を含めた計画であります。しかし、農用地区域の除外が必要な場合においても周辺土地利用との整合性を重視し、慎重に行うべきものであるとされています。

なお、「農業振興地域の整備に関する法律」によれば、農用地区域から除外するためには次の4つの要件を全てを満たす場合に限り、することができるとなっています。…(法第13条第2項)

- ① 農用地等以外の用途に供することが「必要」かつ「適当」であって、農用地区域以外の土地をもって替えることが困難であると認められること → 農用地区域以外に代替地がある場合や、面積が過大である場合は除外不可。
- ② 農用地区域内における農用地の集団化や農作業の効率化及び農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れがないと認められること → 農用地区域の中心部や農業の基盤整備等に支障をきたす場合は除外不可。
- ③ 農用地区域内の土地改良施設(農道・用排水路・法面等)の有する機能に支障を及ぼす恐れがないと認められること
- ④ 土地改良事業等の実施地区の場合は、事業の工事が完了した年度の翌年度から起算して8年を経過した土地であること

また、「市町村農業振興地域整備計画変更処理要領」(昭和56年4月1日付け農政第869-1号制定)によれば、一般的に次のような農用地区域の除外は避けるべきであるとされています。



※本部町における農振農用地区域の除外に当たっての原則(方針)

- ① 土地改良区などの農業基盤整備地区は、農振農用地区域としての存続を図る。
- ② 飛び地状で集団性に欠ける小規模な農用地は、補助事業の可能性等を勘案し、農用地区域からの除外を図る。
- ③ 私有財産権の尊重とともに、公共の福祉の優先と両者の整合性を図る。

(追伸) 今後おおむね5年間を目標として、農用地区域への編入、農用地区域からの除外を希望する地権者は「農用地利用計画変更希望申出書」を平成31年3月22日(金)までに、本部町産業振興課に提出して下さい。(TEL 0980-47-2412 担当:比嘉)